

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 1 3 日

指定障害福祉サービス事業者・運営法人
指定障害児通所支援事業者・運営法人 各位

鹿児島市障害福祉課施設担当課長

令和 7 年度福祉・介護職員等処遇改善加算に係る届出について（通知）

かねてから、本市障害者福祉行政の推進につきまして、格別のご配慮とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記加算につきまして、令和 6 年度に算定されている事業者で、令和 7 年度も引き続き標記加算を算定される場合、令和 7 年度福祉・介護職員等処遇改善加算等届出書を提出する必要がありますので、下記の要領でご対応くださいますようお願い申し上げます。令和 6 年度に加算を算定していない事業者の皆様におかれましても、適宜届出を受け付けておりますので、制度の趣旨をご理解いただき、加算の算定をご検討くださいますようお願いいたします。

記

1. 提出期限

○令和 7 年 4 月または 5 月から加算を算定する場合

令和 7 年 4 月 1 5 日（火）まで【当日消印有効】

※ 期日を過ぎた場合、加算の算定は令和 7 年 6 月以降からになります。

○令和 7 年 6 月以降から加算を算定する場合

算定月の前々月末日まで

○令和 7 年 6 月以降から加算の区分を変更する場合

区分を変更する月の前月の 15 日（閉庁日の場合は、直前の開庁日）まで

2. 提出方法

持参または郵送

※ 郵送する際は封筒に「福祉・介護職員等処遇改善加算届出書」と明記してください。

※ できるだけ郵送でご提出下さい。

3. 提出書類

①体制届出書、体制等状況一覧表（様式第 6 または様式第 6 の 2、別紙 1）

②福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和 7 年度）（別紙様式 2－1）

③個票（別紙様式 2－2）

④特別な事情に係る届出書（別紙様式 5）※該当となる事業者のみ

4. 作成書類（提出不要、作成のうえ事業者にて保管してください）

賃金改善確認書（別紙様式 8）

※ 法人代表者は賃金改善を行う方法や、職員の処遇改善に要する費用の見込額、就業規則等の内容について、全ての職員に周知した後、「実施計画時」欄に自署で署名を受け、賃金改善実施後、実施した対象者から、「実績報告時」欄に自署で署名を受け、実績報告書（令和 8 年 7 月末提出期限）と一緒に写しを提出していただきます。

5. 様式

様式につきましては、ホームページに掲載しているものをご使用ください。

鹿児島市HPホーム>メニュー>健康・福祉>障害福祉>指定障害福祉サービス事業者関係>令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算

【URL】

https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/fukushi/syofuku/r2_syoguukaizen.html

6. 提出先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号（本館1階）

鹿児島市障害福祉課障害施設係

【問い合わせ先】

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号（本館1階）

鹿児島市障害福祉課障害施設係

電話：099-808-6782 FAX：099-216-1274

担当：上野・山下・竹之内・西内・藤井・梅田・阿久根